**【先端設備等導入計画認定に係るチェックリスト】**

 **1 提出書類**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 申請者 | 宿毛市 |
| 1 | 先端設備等導入計画に係る認定申請書 |  |  |
| 2 | 先端設備等導入計画 |  |  |
| 3 | 先端設備等導入計画に関する確認書（認定経営革新等支援機関による事前確認書） |  |  |
| 4 | 誓約書および照会承諾書 |  |  |
| 5 | 返信用封筒 |  |  |
| 6 | 先端設備等導入計画の変更認定申請書に係る添付資料（事業の実施状況について）【変更申請時のみ】 |  |  |
| 7 | 前回の先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し【変更申請時のみ】 |  |  |

**【税制措置の対象となる設備を含む場合】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（追加分）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 申請者 | 宿毛市 |
| 8 | 先端設備等に係る誓約書　　【7「工業会証明書の写し」を認定後に提出する場合のみ】 |  |  |
| 9 | 工業会証明書の写し　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【後日、提出可】　※申請時に入手していない場合は、認定後、賦課期日（翌年1月1日）までに提出。 |  |  |

**【固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（追加分）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 申請者 | 宿毛市 |
| 10 | リース契約見積書（写し） |  |  |
| 11 | リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し） |  |  |

 **2 認定要件**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 申請者 | 宿毛市 |
| 1 | 認定を受けようとする中小企業者の規模及び法人形態が中小企業等経営強化法第2条第1項に定める要件（裏面記載）に該当するか。 |  |  |
| 2 | 計画期間を3年、4年、5年としているか。 |  |  |
| 3 | 労働生産性の伸び率が年平均3パーセント以上となっているか。　※計画期間が3年→9％以上、4年→12％以上、5年→15％以上であること。 |  |  |
| 4 | 導入する設備（税制措置の対象となる設備）が表１（裏面）に該当するか。 |  |  |

 3 事業者情報

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 住　　所（認定書送付先） |  |
| 担当者 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

**中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 業種分類 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業その他＊ | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 政令指定業種 | ゴム製品製造業＊＊ | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

　　　　　＊「製造業その他」は上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当

　　　　　＊自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

※中小企業者に該当する法人形態等について

　①個人事業主

　②会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）

　③企業組合、協業組合、事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会

　④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

　　　※①②については上記表に該当する必要がある。

　　　④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要。

　　　※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～④）の場合は法人設立登記がされていることが必要。

**対象設備（先端設備等導入計画）**

|  |
| --- |
| 表1 |
| 設備の種類 | 用途又は細目 | 最低価格 | 販売開始時期 |
| 機械装置 | 全て | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品 | 全て | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物付属設備（※1） | 全て | 60万円以上 | 14年以内 |

　　　　　※1　償却資産として課税されるものに限る。